

大和市公告第75号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり予防接種を実施する。

令和3年9月9日

大和市長 大木 哲

1 予防接種の種類

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表上欄に掲げる疾病に係る予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

予防接種法施行令第1条の3に規定する市長が行う予防接種の対象者

3 予防接種を行う期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、インフルエンザの予防接種は毎年10月1日から12月31日まで

4 予防接種を行う場所

本市が予防接種を委託する医療機関

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けるに当たって注意を要する者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者（なお、インフルエンザの予防接種にあつては、接種不相当者となる。）
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他結核感染の疑いのある者
- (8) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患、下痢等の胃腸障害のある者